2026年９月18日
（電子提供措置の開始日2026年９月14日）

株　主　各　位

東京都港区虎ノ門４丁目３番９号 住友新虎ノ門ビル
株式会社　エルアイイーエイチ
代表取締役社長　山　口　和　也

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本臨時株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。
　当社ウェブサイト（https://lieh.co.jp/investment/）
　当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年10月５日（月曜日）午後５時40分（当社の営業終了時間）までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2026年10月６日（火曜日）午後２時（受付開始　午後１時30分）

２．場　　所　東京都千代田区内幸町1-3-1　幸ビルディング14階
TKP新橋カンファレンスセンター　ホール14E
（当日は会場の都合により、午後１時30分以前にお越しいただいても入場はできませんのでご来場はそれ以後にお願いいたします。）

３．株主総会の目的である事項

決 議 事 項

第１号議案　監査役１名選任の件

第２号議案　定款一部変更の件（本店所在地の変更等）

第３号議案　定款一部変更の件（株式併合に伴う変更）

第４号議案　定款一部変更の件（株式の譲渡制限付与について）

第５号議案　定款一部変更の件（監査役会設置会社の定めの廃止）

第６号議案　株式併合の件

第７号議案　会計監査人選任の件

第８号議案　定款一部変更の件（取締役会設置会社の定めの廃止）

第９号議案　取締役1名選任の件

4．その他株主総会招集に関する事項

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以　上

〜〜〜

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　監査役１名選任の件

当社は、2026年５月29日開催の臨時株主総会において監査役１名を選任いたしましたが、当該候補者の就任辞退に伴い、監査役の欠員を補充するため、新たに監査役１名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位	所有する 当社株式の数
（新任） 齋田（さいだ） 裕平（ゆうへい） （1989年１月22日生）	2010年４月　富士興業株式会社　入社 2020年１月　監査法人日本橋事務所　入所 2021年10月　税理士法人小野岩井事務所　入所 2023年３月　サステナブル税理士法人　入所 2023年７月　後藤公認会計士事務所　入所（現任） （重要な兼職の状況） なし （監査役候補者とした理由） 事業会社における管理部門の実務に加え、監査法人、公認会計士事務所及び税理士法人において、会計、税務及び内部統制に関する豊富な実務経験を有しております。 財務報告の信頼性の確保及び内部統制の評価に関する専門的な知見を有しており、これらの経験と知見に基づき、業務執行から独立した客観的な立場から取締役の職務の執行を監査していただくことにより、当社の財務規律の維持及びコーポレートガバナンスの強化に寄与いただけるものと判断し、監査役として選任をお願いするものです。	―株

（注）１．監査役候補者である齋田 裕平氏は、社外監査役候補者であります。
２．当社は、齋田 裕平氏との間で会社法第427条第１項の規定により、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任限定契約を締結する予定です。
３．齋田 裕平氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

第２号議案　定款一部変更の件（本店所在地の変更等）

１．定款一部変更の理由

経営環境の変化に対応し、機動的な会社運営を可能とするため、本店を移転するとともに、現状に即さなくなった条文を整理するものであります。

（１）本店の所在地を変更するものであります（現行定款第3条）。

（２）現状に即さなくなったため、市場取引等による自己株式の取得に関する規定を廃止するものであります（現行定款第9条）。

（３）株主名簿に関する事務を当社において取り扱うこととしたため、株主名簿管理人に関する規定を廃止するものであります（現行定款第10条）。

（４）上記のほか、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

なお、変更案の条数は、いずれも本総会の招集時点における定款の条数を基準として表示しております。他の定款変更にかかわる議案が承認可決された場合、条数は各議案の効力発生の順に繰り上がり又は繰り下がるため、実際の条数は各議案の承認可決及び効力発生をもって確定いたします。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第３条　当会社は本店を東京都港区虎ノ門４丁目３番９号　住友新虎ノ門ビルに置く。	第３条　当会社は本店を東京都港区に置く。
第９条　当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	（削　除）
第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	（削　除）
第11条　（条文省略） 第12条～第44条　（条文省略）	第９条　（現行どおり） 第10条～第42条　（現行どおり）
（新　設）	第８章　附　則 第 43 条　第３条の変更は、2026年10月７日をもってその効力を生じるものとし、本条は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。

第３号議案　定款一部変更の件（株式併合に伴う変更）

１．定款一部変更の理由

本議案は、第６号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、株式併合の効力が発生することを条件として、当該効力発生日をもって、次のとおり定款を変更するものであります。

（１）株式併合の効力が発生した場合、会社法第182条第２項の規定により、当社の発行可能株式総数は、第６号議案において定める30株に減少する定款の変更をしたものとみなされます。この点を定款上明確にするため、現行定款第６条を変更するものであります。

（２）株式併合の効力が発生した場合、当社の発行済株式総数は９株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そのため、現行定款第７条及び第８条を削除するものであります。

（３）上記のほか、条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更内容は次のとおりです。

なお、変更案の条数は、いずれも本総会の招集時点における定款の条数を基準として表示しております。他の定款変更にかかわる議案が承認可決された場合、条数は各議案の効力発生の順に繰り上がり又は繰り下がるため、実際の条数は各議案の承認可決及び効力発生をもって確定いたします。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第６条　当会社の発行可能株式総数は、300,000,000株とする。	第６条　当会社の発行可能株式総数は、30株とする。
第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。	（削　除）
第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利	（削　除）
第９条～第44条　（条文省略）	第７条～第42条　（現行どおり）

第４号議案　定款一部変更の件（株式の譲渡制限付与について）

１．定款一部変更の理由

経営環境の変化に対応し、株主構成の安定を図り、安定的な経営基盤を確保するため、当社の発行する全部の株式について、譲渡による取得につき当社の承認を要する旨の定めを新設するものであります。

なお、本議案に係る定款変更は、2026年12月１日をもってその効力を生じるものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

なお、変更案の条数は、いずれも本総会の招集時点における定款の条数を基準として表示しております。他の定款変更にかかわる議案が承認可決された場合、条数は各議案の効力発生の順に繰り上がり又は繰り下がるため、実際の条数は各議案の承認可決及び効力発生をもって確定いたします。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（新　設）	第７条　当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。
第７条～第44条　（条文省略）	第８条～第45条　（現行どおり）

第５号議案　定款一部変更の件（監査役会設置会社の定めの廃止）

１．定款一部変更の理由

経営環境の変化に対応し、当社の事業規模に適した機関設計とすることにより、意思決定の迅速化及び会社運営の効率化を図るため、監査役会設置会社の定めを廃止するものであります。

なお、本議案が承認可決された後も、当社は監査役設置会社として、引き続き監査役による監査を実施いたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

なお、変更案の条数は、いずれも本総会の招集時点における定款の条数を基準として表示しております。他の定款変更にかかわる議案が承認可決された場合、条数は各議案の効力発生の順に繰り上がり又は繰り下がるため、実際の条数は各議案の承認可決及び効力発生をもって確定いたします。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) 監査役
(3) 監査役会	(削　除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第５章　監査及び監査役会	第５章　監　査　役
第33条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削　除)
第34条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(削　除)
２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	
第35条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削　除)
第36条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	(削　除)
第37条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削　除)
第38条～第44条　（条文省略）	第33条～第39条　（現行どおり）

第６号議案　株式併合の件

１．株式併合を必要とする理由

経営環境の変化に対応し、株主管理コストの適正化及び機動的な会社運営の実現を図るため、当社普通株式について株式の併合を行うものであります。

２．株式併合の内容

（1）併合の割合　当社普通株式12,105,489株につき1株の割合をもって併合いたします。

（2）効力発生日　2026年12月１日

（3）効力発生日における発行可能株式総数　30株

（注）効力発生日における発行可能株式総数は、会社法第182条第2項の規定により、効力発生日をもって定款の変更をしたものとみなされます（定款第6条の変更につきましては、第３号議案をご参照ください）。

３．１株に満たない端数の処理及びその対価

本株式併合により生じる１株に満たない端数につきましては、その合計数（その合計数に１に満たない端数が生じる場合は、これを切り捨てます）に相当する数の株式を、会社法第235条第2項において準用する同法第234条第4項及び第5項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取り、その代金を、端数が生じた株主の皆様に対し、その端数の割合に応じて交付いたします。

交付される金銭の額は、第三者算定機関による評価等を勘案し、併合前の当社普通株式１株につき１円といたします。当社は、この価格が株主の皆様の利益を害さない相当なものであると判断しております。

４．株主の皆様への影響

効力発生日において12,105,489株に満たない当社普通株式を保有する株主の皆様は、本株式併合により１株に満たない端数のみを保有することとなり、上記３の端数処理により、保有株式数に応じた金銭の交付を受けることとなります。

５．反対株主の株式買取請求

本株式併合に反対する株主の皆様は、会社法第182条の4の規定に基づき、当社に対し、自己の有する当社普通株式のうち１株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができます。

当社は、株式買取請求があった場合には、買取価格として、上記３に記載の端数処理の対価と同額（併合前の当社普通株式１株につき１円）を提示する予定です。

第７号議案　会計監査人選任の件

当社の事業内容及び規模に適した監査体制を整備するため、新たに会計監査人１名の選任をお願いするものであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

（2026年９月14日現在）

名称	公認会計士赤坂事務所
事務所の所在地	東京都渋谷区神泉1-12-14　宮田ビル615
沿革	1991年３月　設立
候補者とした理由	当社の事業内容及び規模に適した監査体制を整備するため、同事務所を会計監査人の候補者といたしました。

第８号議案　定款一部変更の件（取締役会設置会社の定めの廃止）

１．定款一部変更の理由

本議案は、第４号議案「定款一部変更の件（株式の譲渡制限付与について）」が承認可決されることを条件として、ご提案するものであります。

経営環境の変化に対応し、当社の事業規模に適した機関設計とすることにより、意思決定の迅速化及び会社運営の効率化を図るため、取締役会設置会社の定めを廃止するとともに、これに伴う所要の変更を行うものであります。

なお、本議案に係る定款変更は、第４号議案が原案どおり承認可決され、かつその効力が生じることを条件として、当該効力発生日をもってその効力を生じるものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

なお、変更案の条数は、いずれも本総会の招集時点における定款の条数を基準として表示しております。他の定款変更にかかわる議案が承認可決された場合、条数は各議案の効力発生の順に繰り上がり又は繰り下がるため、実際の条数は各議案の承認可決及び効力発生をもって確定いたします。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	（削　除）
(2) 監査役	(1) 監査役
(3) 監査役会	(2) 監査役会
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第11条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第11条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役の過半数の決定により定める株式取扱規程による。
第14条　株主総会は、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。	第14条　株主総会は、取締役の過半数の決定により代表取締役がこれを招集し、議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	２　代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数の決定により定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取　締　役
第22条　取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。	第22条　当会社に取締役２名以上あるときは、取締役の互選により取締役の中から代表取締役を選定する。
２　代表取締役は社長とし、代表取締役が複数名あるときは、その内1名を社長とする。	２　（現行どおり）
３　取締役会の決議により、取締役の中から、代表取締役のほか、当会社の業務を執行する取締役若干名を選定することができる。	（削　除）
第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集し、議長となる。	（削　除）
２　前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	
第24条　取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	
２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（削　除）
第25条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。	（削　除）
第26条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。	（削　除）

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第27条　（条文省略）	第23条　（現行どおり）
第28条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	第24条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役の過半数の同意によって免除することができる。
２　（条文省略）	２　（現行どおり）
第29条　取締役会の議事については、開催日及び場所、議事の経過の要領及びその結果、決議を要する事項について特別の利害関係を有する取締役の氏名等その他会社法施行規則第101条第3項に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から10年間本店に備え置く。	（削　除）
第30条～第38条（条文省略）	第25条～第33条　（現行どおり）
第39条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	第34条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役の過半数の同意によって免除することができる。
２　（条文省略）	２　（現行どおり）
第40条～第42条　（条文省略）	第35条～第37条　（現行どおり）
第43条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。	（削　除）
第44条～第45条　（条文省略）	第38条～第39条　（現行どおり）

第９号議案　取締役１名選任の件

本議案は、第５号議案「定款一部変更の件（監査役会設置会社の定めの廃止）」が承認可決されることを条件として、ご提案するものであります。

経営体制の強化を図るため、新たに取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者である星野智之氏は、現在当社の監査役でありますが、本議案が承認可決された場合には、取締役への就任に先立ち、監査役を辞任する予定であります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位		所有する当社株式の数
（新任） 星野　智之（ほしの　ともゆき） （1977年１月３日生）	2001年４月	平山公認会計士事務所	―株
	2003年６月	オンコセラピー・サイエンス株式会社	
	2010年11月	株式会社会計・開示・キャリア支援センター（現：㈱OFFICE6）　設立代表取締役	
	2014年２月	株式会社エル・シー・エーホールディングス　監査役	
	2016年９月	株式会社モジュレ　監査役	
	2019年10月	株式会社ステムリム　取締役経営管理部長	
	2025年４月	マーチャント・バンカーズ株式会社　再発防止モニタリング委員（現任）	
	2025年６月	株式会社６アドバイザーズ　代表取締役（現任）	
	2026年５月	当社監査役就任（現任）	
	（重要な兼職の状況） なし （取締役候補者とした理由） 複数の上場企業において役員、顧問及びコンプライアンス委員を務め、企業経営、ガバナンス及び内部統制に関する高度な知見を有しております。 また、当社の監査役として、当社の事業内容及び経営課題を深く理解しており、財務・会計及びコンプライアンス面の体制強化が重要な課題である当社において、その知見と経験を経営体制の強化に活かしていただくため、取締役候補者といたしました。		

（注）星野智之氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

以上

株主総会会場ご案内図



今回、臨時株主総会にご出席の株主様へのお礼の品（お土産）の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

○場所　東京都千代田区内幸町１－３－１　幸ビルディング14階
ＴＫＰ新橋カンファレンスセンター　ホール14E

○交通　都営三田線　「内幸町駅」Ａ５出口から徒歩１分
ＪＲ各線　「新橋駅」　日比谷口から徒歩７分
東京メトロ銀座線、都営浅草線「新橋駅」７番出口から徒歩７分